

生駒市地域で育む里山づくり事業実施要領

第1 目的

この要領は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年4月1日施行。）の趣旨のもと、集落などの居住地周辺に広がる森林、竹林及び都市近郊林の整備を実施し、森林環境教育活動や多様な生物の保護活動などの利活用を行うことにより、そのような森林・竹林の景観の保全や機能回復を図ることを目指し、里山づくり事業を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

1 里山林

集落など居住地周辺に広がる森林・竹林や都市近郊林

2 整備協定

所有者と整備の実施者（以下「整備団体」という。）間で、整備内容、整備箇所などを協議した取り決め

3 二次林整備

里山林の構成が、かつて人の手が加えられてきた広葉樹を中心とした森林（以下「二次林」という。）である箇所で実施される整備作業

4 竹林整備

里山林の構成が主に竹である箇所、二次林に侵入し繁茂した竹林（以下「侵入竹林」とする。）で実施される整備作業

第3 整備団体

里山林の保全、整備及び利活用に係る活動を主体的かつ継続的に行う団体で、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、その他営利を目的としない団体とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 生駒市民が代表するNPO、森林ボランティア、集落単位の自治会、農家組合などの5人以上で構成する団体であること
- (2) 生駒市内の里山の整備と利活用の活動が継続して行われると認められること
- (3) 活動団体の本拠地が生駒市内にあること

第4 整備団体参加申請

整備団体は、以下の書類を添えて市長に里山林整備団体参加申請書（様式第1号。以下「参加申請書」という。）を提出する。

(1) 団体構成員名簿

指導者に提出を求めるもの

(2) 救命救急・応急処置の研修の修了証明書の写し

作業従事者に提出を求めるもの

(3) 伐木等の業務に係る特別教育講習の受講証明書の写し

(4) 刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育講習の受講証明書の写し

第5 整備地登録申請

整備団体は、所有者の承諾のもと以下の書類を添えて市長に里山林整備地登録申請書（様式2号。以下「登録申請書」という。）を提出する。

(1) 整備箇所を明示した位置図 (S=1/5,000 程度)

なお、当該里山林は無償で提供されたものを対象とする。

第6 整備団体登録及び整備地登録

市長は、登録申請書の提出があったときは、現地調査等を行い、林地の荒廃の具合や斜面状況の厳しさなど総合的に適当であるか判断し、適当と認められる場合、台帳に登録する。

また、次のいずれかに該当する里山林は整備対象外とする。

- (1) 住宅地などの開発のおそれがある里山林
- (2) 住宅開発会社、不動産会社などの所有する里山林
- (3) 生駒市外の土地
- (4) 国有地及び県有地
- (5) 社寺等の境内地

以上に記載する参加申請書及び登録申請書が適当と認められた場合、市長は里山林整備団体参加登録及び里山林整備地登録通知書(様式第3号。以下「通知書」という。)により整備団体へ通知する。

第7 整備協定

- 1 整備の実施に合意した所有者と整備団体は、別に参考様式を定める里山林の整備に関する協定書(以下「協定書」という。)を基に、両者間で整備協定を締結するものとする。
- 2 協定締結後は、所有者と整備団体との間で、誠意をもって調整及び問題解決などを行うものとする。
- 3 協定の期間は、整備期間を超えないものとする。
- 4 所有者及び整備団体は、次のことを十分に了知するものとする。
 - (1) 本事業は森林ボランティア活動として整備が進められるものであり、所有者の考えるような仕上がりにならない場合があること。
 - (2) 所有者及び整備団体は、里山林整備協定の締結後、協定書に定めのない事項及び問題が生じた場合は、両者間において誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第8 事業計画書

- 1 補助を受けようとする整備団体は、協定締結後、地域で育む里山づくり事業計画承認申請書(様式第4号。以下「事業計画書」という。)を作成し、以下の書類を添えて市長に提出して、承認を得るものとする。
 - (1) 全体計画(様式第5号)
 - (2) 整備団体の連絡先等(様式第6号)
 - (3) 位置図(縮尺が1/5,000程度の地図に、年度ごとの整備計画箇所を記したもの)
 - (4) 整備計画箇所の写真(全景及び近景)
 - (5) 整備団体の定款、寄付行為又は規約等の写し
 - (6) 協定書の写し
- 2 整備団体が作成する事業計画書については以下のとおりとする。
 - (1) 全体計画の期間
全体計画の期間は、2ヶ年以上3ヶ年以内とする。
 - (2) 全体計画面積
ア 二次林整備の場合

全体計画の合計面積は、0.6ヘクタール以上とする。また、過去5ヶ年以内に地域で育む里山づくり事業で整備した箇所については、新規の整備計画箇所と一体的に利活用できると認められる場合のみ含めることができるものとする。その場合、新規の整備計画箇所の面積は0.3ヘクタール以上とする。

イ 竹林整備の場合

全体計画の合計面積は、0.12ヘクタール以上とする。

(3) 計画の内容

ア 二次林整備の場合

計画期間中は毎年度、本事業で未整備の箇所について、不用樹木や枯損木の伐採及び下草の刈払いを実施することとし、その単年度面積は、0.1ヘクタール以上とする。また、本事業で前年度以前に整備した箇所においては、当該年度に整備する未整備の箇所と一体的に利活用できると認められる場合、下草の刈払いを実施できるものとする。

イ 竹林整備の場合

単年度の整備面積は、0.06ヘクタール以上とする。

(4) 計画に対する整備実績

上記(2)及び(3)で規定された面積は、整備の実績面積にも適用するものとする。

(5) 整備活動

整備活動は、単年度3回以上実施することとする。

3 市長は、提出された事業計画書を審査し、適当と認められる場合、地域で育む里山づくり事業計画承認通知書(様式第7号)により整備団体に通知する。

4 整備団体は、3の規定により承認を受けた事業計画書について、整備箇所を変更する場合は、協定締結後、地域で育む里山づくり事業変更計画承認申請書(第8号様式。以下「変更計画書」という。)を作成し、以下の書類を添えて市長に提出して、承認を得るものとする。

(1) 変更全体計画(様式第5号)

(2) 位置図(縮尺が1/5, 000程度の地図に、変更後の整備計画箇所を記したもの)

(3) 新たな整備計画箇所の写真(全景及び近景)

(4) 新たに締結した協定書の写し

(5) 前項に掲げるもののほか、必要と認める書類

5 3の規定は、変更計画書について準用するものとする。

第9 事業の内容

1 整備に関する事

(1) 整備の方法について

現状の形状維持と現存植生を活かすことを基本とする。二次林の伐採の目標は、人が入れない暗い林内から人が入れる十分に明るい林内への整備を行うこととする。竹林の伐採の目標は、放置された竹林については、景観的に管理された竹林密度への伐採とし、侵入竹林については、竹の侵入排除と先駆植生の復元を促進する整備を行うこととする。

これらは奈良県農林部森林整備局が作成した「里山林整備の手引き」を参考に実施する。

(2) 二次林整備

二次林整備に必要となる経費の一部を補助する。その内容は、下記のとおりとする。

ア 不用樹木や枯損木の伐採、枝払、玉切、運搬、集積、片付け、つる切り、及び以上の作業や利活用に必要な歩道作り（歩道作りのみは対象とならない。以下同じ。）

イ 下草の刈払い、片付け、及び以上の作業や利活用に必要な歩道作り

(3) 竹林整備

竹林整備に必要となる経費の一部を補助とする。その内容は、下記のとおりとする。

ア 不用竹や枯損竹の伐採、枝払、玉切、集積、つる切り、及び以上の作業や利活用に必要な歩道作り

イ 幼竹の刈払い、片付け、及び以上の作業や利活用に必要な歩道作り

(4) 作業の安全確保

整備活動中の作業の安全確保に必要となる経費の一部を補助とする。その内容は、下記のとおりとする。

ア 安全確保、救命救急・応急手当、機械器具の取扱いに関する研修の受講

2 機材の配備に関すること

(1) 初回配備

整備団体が活動を開始する初年度に整備に必要とするチェーンソー、刈払機、鎌、鋸、メンテナンスキット、ヘルメットなどの整備機材、それら機材等を保管するストッカー及び救急医療用品を配備する場合、その購入に必要な経費の一部を補助する。

(2) 補充配備

前項により配備された機材のうち、短期の使用で著しい消耗又は損傷が想定されるものの次年度以降の配備について、その購入に必要な経費の一部を補助する。

3 利活用に関すること

整備団体は、整備を終えた里山林を、所有者の理解と協力を得て、「緑と親しむ、生物とふれあう」など、森林環境教育の場、休養の場として次の例のような里山林の利活用を行うものとする。

なお、整備団体の活動への理解と協力を得ることを目的に、当該整備地周辺の里山林の所有者又は当該整備地を含む里山地域の住民が参画する利活用を行う場合、その経費の一部を補助する。

(1) 里山林を利活用した講習会、観察会、学習会など

(2) 山野草など希少な植物の保護、増殖等の自然保護活動など

(3) 自然林の復元などの森林保全活動など

第10 作業の安全確保

1 整備団体は、作業の安全確保に常に配慮し、そのための手段を講じなければならない。また、各研修につき、個人が受講できる回数は一回限りとする。

2 整備団体の指導者は、整備実施前に、日本赤十字社や生駒市消防本部などが行う救命救急法・応急手当の研修を修了しなければならない。

3 チェーンソーの使用に当たっては、労働安全衛生法に基づく登録教習機関等（以下「教習機関等」という。）が行う「伐木等の業務に係る特別教育講

習」を修了している者が扱うものとする。

- 4 刈払機の使用に当たっては、教習機関等が行う「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育講習」を修了している者が扱うものとする。
- 5 整備団体の指導者は、前記の研修及び講習以外に、その他の安全確保に係る研修及び講習にも積極的に参加して、安全技術を修得しなければならない。
- 6 整備団体は、整備活動などを行う場合には、その構成員や参加者の傷害保険（ボランティア保険）加入を義務とする。
- 7 整備団体は、利活用を行う場合には、その構成員や参加者のイベント保険加入を義務とする。
- 8 整備団体では伐採に危険が伴う木を伐採する必要があるときは、林業事業体等に伐採を委託しなければならない。

第 1 1 整備地の制限

本事業において整備を受けた里山林の所有者及びその継承者は、整備協定期間満了日から起算して3ヶ年間は当該里山林の現状を維持管理又は活用に努めるものとする。

第 1 2 整備に要する経費等

整備に要する経費等は、別に定める補助金交付要綱に基づき、整備団体に補助する。

第 1 3 利活用について

整備団体は、第 1 1 の 3 後段の規定による利活用を実施する場合、その目的の達成のため、里山林の所有者又は里山地域の住民との積極的な交流に努めるものとする。

第 1 4 その他

当要領に定めのない事項が生じた場合は、当事者間において誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

里山林整備団体参加申請書

年 月 日

生駒市長 殿

団体名
所在地
代表者

生駒市地域で育む里山づくり事業に参加したいので、生駒市地域で育む里山づくり事業実施要領第5条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 希望する事業内容
- 2 団体の構成員数 (人)
- 3 代表者の連絡先 ()
(電話番号)

添付書類

(1) 団体構成員名簿

指導者に提出を求めるもの

- ・救命救急・応急処置の研修の修了証明書の写し

作業従事者に提出を求めるもの

- ・伐木等の業務に係る特別教育講習の受講証明書の写し
- ・刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育講習の受講証明書の写し

里山林整備地登録申請書

年 月 日

生駒市長

殿

団体名
所在地
代表者

下記の山林において、生駒市地域で育む里山づくり事業の実施を土地の所有者より承諾を得たため、生駒市地域で育む里山づくり事業実施要領の第6条規定に基づき申請します。

記

- 1 整備箇所住所 ()
- 2 整備見込み面積 ()
- 3 現地の状況 ()

添付書類

- (1) 整備地を明確に示した位置図

承諾書

私の所有する山林において、生駒市地域で育む里山づくり事業の実施を上記のとおり承諾します。

団体名
所在地
代表者

土地の所有者
氏名
住所
連絡先

様式第 3 号（第 6 条関係）

里山林整備団体参加登録及び里山林整備地登録通知書

第 号

年 月 日

団体名
所在地
代表者

様

生駒市長

年 月 日付けで提出のあった里山林整備団体参加申請書及び
年 月 日付けで提出のあった里山林整備地登録申請書について審
査した結果、適当と認められましたので、里山林整備団体参加登録及び
里山林整備地登録したことを通知します。

生駒市地域で育む里山づくり事業計画承認申請書

年 月 日

生駒市長 殿

団体名

所在地

代表者

生駒市地域で育む里山づくり事業を下記により実施したいので、生駒市地域で育む里山づくり事業実施要領第8条の1の規定により事業計画書を提出します。

記

- 1 事業の目的・目標
- 2 事業実施箇所
- 3 箇所の名称または愛称（ ）
- 4 事業期間
年度 から 年度の 箇年
- 5 添付書類
 - (1) 全体計画（様式第5号）
 - (2) 整備団体の連絡先等（様式第6号）
 - (3) 年度ごとに整備箇所を明記した位置図
 - (4) 整備活動計画箇所の写真（全景及び近景）
 - (5) 整備団体の定款、寄付行為または規約等の写し
 - (6) 里山林整備協定書の写し

全体計画（変更全体計画）

1 年度別整備面積

（単位：ha）

活動内容		年度	年度	年度	合計
二次林 整備	除伐				
	刈払い				
	小計				
竹林 整備	除伐				
	皆伐				
	侵入竹林の皆伐				
	幼竹の刈払い				
	小計				
合計					

2 整備活動計画

（単位：人）

年度	年月	内容	予定参加者数

3 利活用計画

（単位：人）

年度	年月	内容	予定参加者数

注）変更の場合は、変更前を上段朱書き、変更後を下段黒書きして2段に表示すること。

整備団体の連絡先等

団体名			
所在地			
代表者	氏名		
	住所	〒	
	TEL		FAX
事務責任者	氏名		
	住所	〒	
	TEL		FAX
	e-mail		
構成員数	名（年度現在）		
その他			

上記の個人情報は、地域で育む里山づくり事業に係る事務のみに使用します。

様式第7号（第8条の3、第8条の5関係）

生駒市地域で育む里山づくり事業（変更）計画承認通知書

第 号

年 月 日

団体名
所在地
代表者

様

生駒市長

年 月 日付けで提出のあった生駒市地域で育む里山
づくり事業（変更）計画書を審査した結果、適当と認められました
ので、承認することを通知します。

生駒市地域で育む里山づくり事業変更計画承認申請書

年 月 日

生駒市長 殿

団体名

所在地

代表者

年 月 日付け 第 号 で承認の通知があった事業計画について、変更の承認を受けたいので、生駒市地域で育む里山づくり事業実施要領第 8 条の 4 の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更の概要及び理由 ()

添付書類

- (1) 変更全体計画（様式第 5 号）
- (2) 位置図
- (3) 新たな整備活動計画箇所の写真（全景及び近景）
- (4) 新たに締結した協定書の写し
- (5) その他、必要と認められる添付資料

(参考様式)

里山林の整備に関する協定書

(協定の目的)

第1条 里山林の所有者「」(以下「甲」という。)と 整備団体「」(以下「乙」という。)は、甲の所有する里山林について、景観の保全や生物多様性の保護等を図る整備(以下「整備」という。)並びに動植物の生態の学習や里山林に根ざした文化の体験等を図る利活用(以下「利活用」という。)の実施を通じて、里山林の持つ公益的機能を健全に回復させることを目的に、この協定を締結する。

(協定の期間)

第2条 この協定の期間は、協定を締結した日から 年3月31日までとする。

(協定の対象)

第3条 協定の対象とする里山林(以下「対象里山林」という。)は、次に掲げるとおりとする。

対象里山林の所在地	対象里山林の名称又は愛称	対象里山林の面積(ha)
<input type="text"/>	<input type="text"/>	[実測・見込]
<input type="text"/>	<input type="text"/>	[実測・見込]

(対象の提供)

第4条 甲は、協定の期間中、前条に規定する対象里山林を乙に無償で提供する。

2 乙は、前項の規定により提供を受けた対象里山林について、第1条に規定する協定の目的の遂行のためのみに使用するものとし、それ以外の目的のために使用してはならない。

(経費等の負担)

第5条 乙は、対象里山林での整備及び利活用の実施に際して必要な経費を自ら負担するとともに、必要な機材、資材及び人員等の調達を自ら行うこととし、甲にそれらの負担は求めないものとする。

(乙の義務)

第6条 乙は、次に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

(1) 毎年度初めに整備及び利活用の年間計画を作成し、活動を開始する日までに甲に提出すること。

(2) 整備及び利活用の実施中、甲、活動参加者及び第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において処理すること。

(3) 整備を行ったことを示す表示板の設置に協力すること。

2 乙は、善良な管理者として次に掲げる事項に注意するものとする。

(1) 第4条第1項の規定により提供を受けた対象里山林以外の区域には立ち入らないこと。

- (2) 火気を使用する場合は、甲乙協議のうえで場所及び日時を指定し、必要であれば周辺住民の了解を得たうえで、消火装置を万全に整えて使用すること。
- (3) 喫煙を行う場合は、甲の同意に基づき指定した喫煙場所でのみ行うこと。
- (4) 整備及び利活用の実施に伴い発生した各種ごみ類については、対象里山林内における残置、埋め立て又は焼却等を行わず、分別のうえ持ち帰るなどの善処に努めること。

(簡易設備の設置)

第 7 条 甲は、整備及び利活用の実施にあたって乙が次に掲げる簡易な設備を対象里山林内に設置することを承諾するものとする。

設備名	設置目的

(対象の制限)

第 8 条 当該期間が満了した後も、第 1 条に規定する協定の目的が達成されるよう努めるものとする。

(協定の解除)

第 9 条 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本協定に定める事項に違反したとき。
- (2) 対象里山林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。
- (3) 天災地変その他のやむを得ない事由により、本協定の目的を遂行することが困難であると甲乙両者が合意したとき。

(疑義の解決)

第 10 条 本協定に定めのない事項に関して疑義の生じた場合には、甲乙協議のうえ、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

上記協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所
氏 名 Ⓜ

乙 団体所在地
団 体 名
代表者氏名 Ⓜ